

一般国道468号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事）
の事業認定に係る社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

会議及び議事録については、社会資本整備審議会運営規則（以下「規則」という。）第7条第1項ただし書の規定に基づき、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開とした。このため、同条第2項に基づき、下記のとおり議事要旨を公開する。

記

1. 開催日時 平成27年8月6日（木）、8月20日（木）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議 題 一般国道468号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事）の事業認定関係
4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通大臣から社会資本整備審議会に意見聴取の申出があり、規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一般国道468号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事・神奈川県横浜市栄区田谷町字中ノ橋地内から藤沢市城南1丁目地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定に基づき事業の認定をすべきであるとした国土交通大臣の判断は、相当なものであると認める。」との意見が議決された。

公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・本件事業は、首都直下型地震が生じた際に、東京都内あるいはその周辺地区に物資を輸送するルートとして極めて重要ではないかと思われるので、災害時等における緊急輸送路としての公益性についても言及すべきではないか。
- ・事業認定理由等にも、本分科会での質疑を踏まえ、環境影響評価等における地盤沈下予測及び振動予測に関する認定庁の見解を記述した方がよい。
- ・意見書において示されている懸念事項への認定庁の見解については、不安をお持ちの住民の方々等に対して説明をするものであるから、より詳細に記述すべき。